

行政相談のご利用を… 心強い相談相手―行政相談委員

●行政相談制度とは

行政（総務省）と民間有識者である行政相談委員が一体となって、皆さんからの行政に関する苦情や意見・要望を受け付け、その解決や実現を促進するとともに、行政運営の改善などを図っています。

●行政相談に難しい手続きはありません

ご相談を、電話や口頭、手紙などでお聞きして、皆さんへの助言や関係行政機関に対する通知等を行っています。相談は無料です。秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

●このような場合にご相談を

◆国の仕事、特殊法人等の

仕事について

相談したが、説明や措置などに納得がいかない。

制度や仕組みがわからない。

◆年金、医療保険、老人保健・

福祉、交通安全、郵便、道路、

行政窓口サービス等

道路の案内標識をもっとわかりやすくしてほしい。

年金の裁定額に納得できない。

●特色

総務省行政評価局がバックアップ

します。

・全国の行政相談委員、管区行政評価局、行政評価事務所が一体となって受付・処理をします。

・行政評価の実施により、苦情の解決の促進はもとより、行政制度や運営を改善しています。

●町では

行政相談委員は、総務大臣が法律に基づいて民間有識者の中から委嘱します。本町では、藤田猛さん（下神主）と高田すみ子さん（中根）が隔月（奇数月）の第1水曜日に老人福祉センターで定期的に相談を受け付けています。また、定期的相談以外に自宅でも相談に応じていますので、お気軽にご相談ください。

【相談先】

・行政相談委員Ⅱ藤田 猛さん

住所Ⅱ上三川町大字

上神主522番地5

☎090（1651）6302

・行政相談委員Ⅱ高田すみ子さん

住所Ⅱ上三川町大字

東蓼沼849番地

☎2719

▼問い合わせ先Ⅱ

企画課 情報広報係

☎9117

町教育研究所 教育相談事業

上三川町教育研究所では、児童生徒の健全育成を図るため、教育研究所教育相談員を配置し取り組んでいます。「ふれあい教室」を設置し、相談員による相談を実施しておりますのでお知らせします。また、相談を希望される場合は、下記のとおりお申し込みください。

◆教育相談事業とは（趣旨・目的）

児童生徒や保護者の皆さまが悩み等を気軽に話せ、ストレス等を和らげることができ、児童生徒や保護者が心のゆとりを持てるような環境をつくることを目的として実施します。

◆どなたでも自由に相談できます

児童生徒や小・中学生の保護者、どなたでも相談員の適切な助言が得られるようになっています。

◆申し込む際には

教育相談の効果を上げるためには、あらかじめ教育相談員に相談内容を知らせておくことが大切です。内容が決まっている場合には、お申し込みの際にお知らせください。

〈主な相談内容〉

- いじめについて
- 不登校について
- 問題行動について
- その他

◆相談の申し込みは簡単です

教育相談をしたい人は、次の方法で申し込んでください。

○まず上三川町教育研究所に電話でご連絡ください。

※相談内容に応じて、後日教育相談員がお話を伺います。

○直接教育相談員と電話あるいは来所で相談をしたい場合

教育相談員は、原則として毎週水曜日の午後はおりますので、ご連絡ください。

▼連絡先＝☎9155

▼問い合わせ先＝町教育研究所（教育総務課内）

☎9155 FAX6691

6月1日は人権擁護委員法が施行された日

日本が戦後新しく生まれ変わったとき、何よりもまず国民の基本的な人権の擁護と人権尊重思想の普及高揚が強く求められ、基本的人権の尊重を基調とした日本国憲法が制定されました。

このような背景の下、昭和23年政令に基づいて人権擁護委員制度が設けられ、昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより、地域住民の中にあつて国民の基本的な人権を擁護する機関である人権擁護委員制度が誕生しました。

近年わが国の人権状況をみてみますと、いじめ・不登校・体罰等の子どもの人権問題をはじめとして、高齢者、女性、障害者、外国人、HIV感染者やハンセン病の患者・元患者、刑を終えて出所した人等に対する差別や偏見、更には、高度情報化社会を反映したインターネット等の新しいメディアを利用した差別事象やプライバシーの侵害の問題などが発生し、人権問題は多様化しつつあります。

法務省と全国人権擁護委員連合会では、人権の世紀といわれる21世紀を迎え、これにかさわしい人権尊重社会の実現を目指して、国民一人ひとりが人権の意義や重要性に関する知識を確実に身に付けるとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活におい

て人権への配慮が、その態度や行動に現れるような、人権意識をはぐくんでほしいとの願いを込め、啓発活動重点目標を「育てよう 一人一人の人権意識」と定め、積極的な啓発活動を展開しています。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として、皆さんとともに一層の人権尊重思想の啓発に努めることを申し合わせています。相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

●相談所開設

▼日時 6月2日（月）

午前9時～正午

▼場所 上三川町役場町民相談室

○町の人権擁護委員

松坂正孝さん（下町3区）

小久保美枝子さん（東汗西）

大橋佳夫さん（本町）

深谷和子さん（愛宕町）

鈴木武夫さん（上郷一区）

岡本貞子さん（鞘堂）

▼問い合わせ先

健康福祉課 人権推進係

☎ 9 1 1 5 3 FAX 7 4 9 3

平成19年度個人情報保護制度実施状況

『個人情報保護制度』は、個人情報の適正な取扱いを確保し、町が保有する自己の個人情報に対する開示・訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止の各請求の権利（以下「開示等請求」といいます。）保障及び個人の権利利益を保護する制度です。

上三川町個人情報保護条例に基づく平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）の開示等請求は次のとおりです。

- ①個人情報取扱事務登録件数 447件
- ②個人情報開示請求の状況

開示請求件数	対象情報	決定内容				不服申立て
		開示	部分開示	不開示	不存在	
1	1	0	1	0	0	0

※開示請求はすべて町長部局です。

- ③訂正・削除・目的外利用及び外部提供の中止の請求件数 0件
- ④個人情報に関する苦情の申出件数 0件

▼問い合わせ先＝総務課 自治行政係 ☎ 9 1 1 6

平成19年度情報公開実施状況

『情報公開制度』は、町が持っている様々な情報（公文書等）を住民の皆さんからの請求により公開する制度です。

上三川町情報公開条例に基づく平成19年度（平成19年4月1日～平成20年3月31日）の請求内容等は下表のとおりです。

請求件数	対象行政情報	決定内容				不服申立て
		公開	部分公開	非公開	不存在	
5	5	1	3	1	—	0

※請求は町長部局4件、教育委員会1件です。

